

## 旭川工業高等専門学校学生会会則

制定	昭和37. 9. 19	制定
改正	昭和40. 5. 1	昭和43. 4. 1
	昭和62. 4. 22	平成19. 3. 13
	平成21. 4. 24	平成25. 1. 17
	平成27. 1. 22	令和 4. 1. 20

### 第1章 総則

第1条 本会は、旭川工業高等専門学校学生会（以下「学生会」という。）と称する。

第2条 本会は、旭川工業高等専門学校の教育方針に基づき、学生の健全な自治活動を図り、良き公民としての資質を向上させることを目的とする。

第3条 本会は、旭川工業高等専門学校の本科生をもって組織し、教員がその顧問となる。

### 第2章 機関

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために下記の機関を置く。

- (1) 学生総会
- (2) 代議員会
- (3) 執行委員会
- (4) 部長会
- (5) 部
- (6) 学級会
- (7) 監査委員会
- (8) 選挙管理委員会
- (9) 高専祭実行委員会
- (10) 体育大会実行委員会

### 第3章 役員

第5条 本会に下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 執行委員長 1名
- (4) 総部長 1名
- (5) 部長 各部より1名
- (6) 代議員 各学級より2名
- (7) 議長 1名
- (8) 副議長 2名
- (9) 監査委員長 1名
- (10) 選挙管理委員長 1名
- (11) 高専祭実行委員長 1名
- (12) 体育大会実行委員長 1名

第6条 学生会の役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を行うとともに議決執行の最高責任をもつ。
- (2) 副会長は、会長の任務を補佐し、会長に支障のあるときはその代理者となる。
- (3) 執行委員長は、執行委員会を代表し、執行委員会を指揮して、学生会の諸活動に関して企画立案し、学生総会又は代議員会の議決に則り、これの執行の責任をもつ。
- (4) 総部長は、部長会を代表し、部長会を指揮して、これの執行の責任をもつ。

- (5) 各部長は、部長会の議を経て部活動に関して企画立案し、それを学生総会又は代議員会に提出し、その議決に則りこれを執行する。
- (6) 代議員は、自己の学級を代表し、その総意を学生会に反映するものとする。
- (7) 議長は、学生総会における議事進行に関し一切の責任を負うものとする。
- (8) 副議長は、議長を補佐し、議長に支障あるときはこれを代行する。
- (9) 監査委員長は、監査委員会を代表し、監査委員会を指揮して、学生会の運営及び会計の状況について監査し、会員に周知させるものとする。
- (10) 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を代表し、選挙管理委員会を指揮して、学生会の役員を選出に際し選挙施行細則に則り、公正な立場からその選挙の管理にあたる。
- (11) 高専祭実行委員長は、高専祭実行委員会を代表し、高専祭実行委員会を指揮して、高専祭に関する業務にあたる。
- (12) 体育大会実行委員長は、体育大会実行委員会を代表し、体育大会実行委員会を指揮して、体育大会に関する業務にあたる。

第7条 学生会の役員を選出方法は次のとおりとする。

- (1) 正副会長、正副議長、監査委員長は会員の中から自由に立候補し、全会員の投票によって選出される。
- (2) 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。
- (3) 執行委員長は、会長の推薦により、年度末（1月）の学生総会の承認を得、会長が任命する。
- (4) 総部長は、会長の推薦により、年度末（1月）の学生総会の承認を得、会長が任命する。
- (5) 部長は、部員の互選により選出する。
- (6) 代議員は、各学級より2名ずつ選出される。
- (7) 高専祭実行委員長は、会長の推薦により、年度末（1月）の学生総会の承認を得、会長が任命する。
- (8) 体育大会実行委員長は、会長の推薦により、年度末（1月）の学生総会の承認を得、会長が任命する。
- (9) 第5条の役員は、重複して選出することができる。ただし、会長、議長、監査委員長はその限りでない。

第8条 学生会の役員任期は1年として、2月1日から翌年1月31日までとする。ただし、代議員の任期は、前期（4月～9月）、後期（10月～3月）の2期に分ける。

#### 第4章 学生総会

第9条 学生総会は、本会の最高議決機関であり、年度始め（4月）と年度末（1月）に議長がこれを招集する。ただし、次の場合には、議長が臨時にこれを招集することができる。

- (1) 会員の3分の1の署名による要求のある場合
- (2) 代議員の3分の1の要求のある場合
- (3) 執行委員会及び部長会の要求のある場合

第10条 学生総会の招集及び議題の公示は、5日前までに行わなければならない。ただし、緊急の場合には日限においてその限りでない。

第11条 学生総会は、次の事項について審議議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) 正副会長の不信任案の決定及び執行委員会及び部長会の解散に関する件

(4) その他の重要事項

第12条 学生総会は、会員の3分の2をもって成立し、その議決には出席者の過半数の同意を必要とする。

第13条 議長は、会員の中より書記を任命し、学生総会の議事及び議決事項を記録し、執行委員会に提出する。

第5章 代議員会

第14条 代議員会は、学生総会につぐ議決機関であり、代議員をもって構成する。

第15条 代議員の正副議長は、代議員の互選によって選ばれる。ただし、議長、副議長は審議権、発言権をもつ。

第16条 代議員会は、執行委員会、部長会、監査委員会、選挙管理委員会、高専祭実行委員会及び体育大会実行委員会の要求がある場合、又は代議員の3分の1の要求がある場合に議長がこれを招集する。

第17条 代議員会は、次の事項を審議議決する。

- (1) 執行委員会及び部長会の事業計画
- (2) 細則の制定及び改廃
- (3) 執行委員、部長、監査委員及び選挙管理委員会の承認
- (4) 部の設置及び改廃
- (5) 監査委員会及び選挙管理委員会の提出する事項
- (6) その他、学生総会の審議事項以外の重要事項

第18条 代議員会において執行委員、部長、監査委員、選挙管理委員、高専祭実行委員及び体育大会実行委員は、出席発言の権利をもつ。ただし、議決権をもたない。

第19条 代議員会は、代議員総数の3分の2の出席をもって成立し、その議決には出席した代議員の過半数の同意を必要とする。

第6章 執行委員会

第20条 執行委員会は、執行委員長及び執行委員をもって構成する。

第21条 執行委員は、執行委員長がその候補者を会員の中から広く募集し、候補者を選考して、代議員会の承認を得、会長が任命する。

第22条 執行委員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

第23条 執行委員長は、必要に応じて執行委員以外の会員を出席させ、説明を求めることができる。

第24条 執行委員会に次の役職を置く。

- (1) 総務委員長
- (2) 会計委員長

第7章 部長会

第25条 部長会は、総部長及び各部の部長をもって構成する。

第8章 役員選挙

第26条 第3章に定める役員選挙は、選挙管理委員会の管理のもとに実施する。

第27条 代議員を除く役員解任は、学生総会において出席者の過半数の議決によって決定される。

第28条 代議員の解任は、その役員を選出した学級において学級総数の過半数の議決によって決定される。

第29条 監査委員、選挙管理委員は、監査委員、選挙管理委員が辞意を表明した場合を除いては、いかなる機関によっても解任されない。

第30条 役員に欠員を生じた場合にはこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

第31条 役員選挙の施行細目は、別に定める。

## 第9章 部活動

第32条 健全な趣味、豊かな教養を養うとともに、相互協力の態度を養うために諸種の部を結成する。

第33条 各部には次の役員を置く。その任期は原則として1年とする。

- (1) 部長
- (2) 会計
- (3) その他必要な役員

第34条 部の設置及び廃止は、部設置廃止規程に基づき、執行委員会が審議し、代議員会の承認を得て決定される。部設置廃止規程は別に定める。

第35条 部の予算は、公共の設備備品消耗品にのみ充てるものとする。

## 第10章 学級会

第36条 学級会は、学生会活動の基盤であり、各学級の全員をもって構成する。

第37条 学級会には、その内部に次の役員を置く。

- (1) 学級委員（代議員） 2名
- (2) 書記 1名
- (3) 会計 1名
- (4) その他必要な役員

第38条 上記の役員は、各学級会において選出され、任期は6月とし、前期（4月～9月）、後期（10月～3月）の2期に分ける。

第39条 学級会の役員の任務は、次のとおりである。

- (1) 学級委員（代議員）は、執行委員会、部長会、監査委員会、選挙管理委員会、高専祭実行委員会及び体育大会実行委員会の指示事項を自己の学級に通達し、その実行を計る。
- (2) 書記は、学級会に関する記録、日誌並びに学級間の連絡に当たる。
- (3) 会計は、学級会の金銭の出納、その他の会計事務に当たる。

## 第11章 監査委員会

第40条 監査委員会は、監査委員長及び監査委員をもって構成する。

第41条 監査委員会は、冷静かつ公正な立場から学生会に属する一切の機関の運営を監査し、必要機関に提出するものとする。

第42条 監査委員は、監査委員長の推薦により、代議員会の承認を得、監査委員長が任命する。

第43条 監査委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

第44条 監査は、定期及び監査委員会が必要と認めた時、又、会長、代議員会の要求のあるとき行ふ。

## 第12章 選挙管理委員会

第45条 選挙管理委員会は、各学級より選出される1名ずつの委員をもって構成する。

第46条 選挙管理委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

第47条 選挙管理副委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。

第48条 選挙管理委員会は、学生会の役員の選出に際し、選挙施行細則に則り、公正な立場からその選挙の管理にあたる。

第49条 選挙管理委員は、被選挙権を有せず選挙運動をすることはできない。

## 第13章 高専祭実行委員会

第50条 高専祭実行委員会は、各学級より選出される2名以上の委員及び高専祭実行委員長が会員の中から広く募集し、選考した委員をもって構成する。

第51条 高専祭実行委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

第52条 高専祭副実行委員長及び各役員は、委員の互選により選出する。

第53条 高専祭実行委員会は、高専祭に関する業務を行う機関とする。

#### 第14章 体育大会実行委員会

第54条 体育大会実行委員会は、各学級より選出される2名以上の委員及び体育大会実行委員長が学生の中から広く募集し、選考した委員をもって構成する。

第55条 体育大会実行委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

第56条 体育大会服実行委員長及び各役員は、委員の互選により選出する。

第57条 体育大会実行委員会は、体育大会に関する業務を行う機関とする。

#### 第15章 会計

第58条 本会の運営に要する資金は、会員よりの会費及び他の寄付をもって充てる。

第59条 学生会の会費は、年度末（1月）の学生総会においてその額を定める。

第60条 会計年度は、毎年2月1日に始まり翌年1月31日に終わる。

#### 第16章 顧問

第61条 学生会（部及び学級会を含む。）は、教員が顧問として直接指導に当たる。

第62条 顧問は、すべての会議に指導と助言を与えることができる。ただし、議決権はもたない。

第63条 校長は、本会の最高顧問とし、本会の最終責任者である。

#### 第17章 雑則

第64条 本会に必要な細則は、別に定める。

第65条 本会の改正は、学生総会において全会員の3分の2以上の議決をまたなければならぬ。

#### 附 則

本会則は、昭和37年9月19日より施行し、昭和37年4月1日より適用する。

附 則（昭和40. 5. 1）

本会則は、昭和40年5月1日より施行する。

附 則（昭和43. 4. 1）

本会則は、昭和43年4月1日より施行する。

附 則（昭和62. 4. 22）

本会則は、昭和62年4月22日より施行し、昭和62年4月1日より適用する。

附 則（平成19. 3. 13）

本会則は、平成19年4月1日より施行する。

附 則（平成21. 4. 24）

本会則は、平成21年4月24日より施行する。

附 則（平成25. 1. 17）

本会則は、平成25年1月17日より施行する。

附 則（平成27. 1. 22）

本会則は、平成27年2月19日より施行する。

附 則（令和4. 1. 20）

本会則は、令和4年2月1日より施行する。